

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただ今より、第256回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には伊台地区の吉岡委員と難波地区の高橋委員のお二人にお願いいたします。 本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号までの11件の議案が提出されておりますので、御審議のほど、よろしく、お願い申し上げます。 それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔次長	それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。 令和6年11月26日～令和6年12月22日までに専決処理した案件は4条届出が5件、5条届出が9件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第3号を御報告いたします。 1番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 2番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 3番、本件は、強化促進法により、令和6年6月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 4番、本件は、農地法により、平成9年1月10日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 5番、本件は残存小作でございます。

伊賀上大輔次長	本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 6番、7番は関連する案件でございますので併せて御説明いたします。本件は、中間管理機構を通じ、強化促進法により、令和2年11月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、他の就農者へ売却するとしております。 離作補償は無いとしております。 8番、本件は、農地法により、令和元年5月10日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、他の就農者へ売却するとしております。離作補償は無いとしております。 9番、本件は、農地法により、設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で、説明は終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔次長	御手元に審査基準1号～6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、あわせて御覧ください。それでは、御説明いたします。 まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件2件を、一括にて御説明いたします。 お手元に審査基準1号から6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。それでは、御説明いたします。 まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件2件を、一括にて御説明いたします。

	6 ページの 1 番、7 ページの 5 番の譲受人は新規農業者でございます。 この度、申請地を取得、及び借受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 2 番、譲受人は、農地約 180 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 3 番、譲受人は、農地約 77 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 4 番、譲受人は、農地約 174 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 6 番、譲受人は、農地約 52 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 7 番、譲受人は、農地約 29 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 8 番、譲受人は、農地約 21 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 9 番、譲受人は、農地約 16 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 10 番、譲受人は、農地約 122 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 11 番、譲受人は、農地約 77 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 12 番、譲受人は、農地約 54 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 新規農業の案件は 2 件で、1 番、5 番であります。 1 番は所在地が伊台地区及び五明地区でありますので代表して吉岡委員から説明をお願いします。
吉岡幸二委員	それでは御説明いたします。

吉岡幸二委員	先ほど、事務局から説明がありました案件について、申請人は、上伊台町にお住まいで、この度、親族が所有する申請地を借り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたのでこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	5番は所在地が久米地区でありますので戒能豊和委員から説明をお願いします。 それでは、御説明いたします。
戒能豊和委員	先ほど、事務局から説明がありました5番の案件について、申請人は、道後地区にお住まいで、この度、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について、御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔次長	それでは、御説明いたします。 1番、本件申請人は、農地約5アールを耕作する農業者です。申請地近隣の住民から駐車場として利用したいとの要望を受けました。そこで、自身の所得の安定のためにも、申請地を貸駐車場として利用したいと申請に及んだもので、申請書提出段階で、既に計画の半数以上の利用予約がなされています。

伊賀上大輔次長	また、本件申請地の一部は、平成 15 年頃から農業用倉庫敷地及び農業用車両置場として利用していましたが、その後許可を得ることなく、全体を貸駐車場にしていたもので、今回、改めて違反の解消を図りたいとしております。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件につきましては、県許可分であります。 直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第 6 号、「農地法第 5 条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 1 番、本件受人は、在宅医療を専門とする医療法人の理事長です。 現在、事務所近隣に従業員や来客用の駐車場を確保していますが、返還を求められます。そこで、資金の関係上、代表である受人が、申請地を露天駐車場に転用して、当該法人に貸し付けたいと申請に及んだものです。 本申請地の農地区分は、伊予鉄道平井駅から、概ね 500 メートル以内に位置することから、第 2 種農地と判断されます。 また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 2 番、本件受人は、コンビニエンスストアの経営等を行う法人です。この度、事業を拡大するため、県道に面し、交通量の多い本申請地に、新店舗を開店したいと申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みです。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

山岡美明副主幹	また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 3番、本件受人は、自動車の電装部品の取付等を行う法人です。 現在、申請地に隣接する工場にて事業を行っておりますが、駐車場が不足しており、車両の入れ替えなど、業務に支障が出ています。そこで、本申請地を露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。 また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 4番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。 5番、本件受人は、有料老人ホームの経営や介護関係の事業等を行う法人です。 現在、土地建物を賃借し4件のグループホームを営んでおりますが、その内の1つが契約満了となり、代替施設の確保が必要となっております。そこで、元の施設から近く、入居者や家族にとって環境の変化が少ない本申請地を転用し、グループホームを建設したいと申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。 また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 6番、本件受人は、両親と同居し、農地約113アールを耕作する農家の後継者です。 今般、議案書記載の内容にて、農家住宅を建築したいとしております。 本申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。 なお、本申請は、優良農地の案件ですので、今後28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 以上でございます。
---------	--

寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 1番の案件は1,000平方メートルを超える案件で所在地が小野地区でありますので家久委員から説明をお願いします。
家久英雄委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、医療法人の運営をしています。 現在、当該医療法人が、賃貸借契約している駐車場の契約満了にともない、新たな駐車場が必要となりますが、資金の関係上、理事長である譲受人が、貸露天駐車場を設置し、当該法人に貸し出したいと申請に及んだものです。 地元改良区とも協議済みであり、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	2番及び3番の案件はそれぞれ1,000平方メートルを超える案件で所在地が浮穴地区でありますので阿部委員から説明をお願いします。
阿部和孝委員	それでは、御説明いたします。 2番の案件は、先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、コンビニエンスストアを営む法人であります。 この度、事業拡大により外環状道路側道に面した交通量も多くなってきた本申請地にコンビニエンスストアを建築するため、申請に及んだものです。 転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としてはこれを了承いたしました。 3番の案件は、先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、自動車修理業及び自動車の電装部品の取り付け業を営んでいます。 現在、修理する車の駐車場が不足しているため、作業効率が悪いことから、申請地を露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。 転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としてはこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。

寺井克之会長	5番の案件は1,000平方メートルを超える案件で所在地が桑原地区であります 戒能泰隆委員から説明をお願いします。
戒能泰隆委員	それでは、御説明いたします。 5番の案件は、先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、グループホームを営む法人であります。 この度、経営するグループホームの1件の賃貸契約が満了となることから早急に代替施設の建て替えが必要となり、本申請地に老人ホームを建設するため、申請に及んだものです。 転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としてはこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件につきましては、県許可分であります。 直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 また、6番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第7号、「令和6年度第10号農用地利用集積計画」について議題とします。 御審議をいただく前に、お願いがございます。 本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。 法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、議事に参加されないようお願いいたします。 それでは、事務局から説明をいたします。

越 智 徹 主 査	それでは、御説明させていただきます。 本日の案件 64 件のうち、使用貸借権の設定は 50 筆、賃貸借権が 25 筆、所有権移転が 60 筆で、設定総面積は 116,720 平方メートルです。 その内訳は、新規が 40 筆、更新が 33 筆、再設定が 2 筆、売買が 48 筆、贈与が 12 筆となっています。 利用権設定について、設定欄が「更新」または「再設定」となっているものはこれまでも利用権を設定していたものになりますので、「新規」のみ説明させていただきます。 13 ページ番号 1、番号 2 は譲受人が同一人のため併せて説明いたします。 譲受人は約 777 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 5、14 ページ番号 9、番号 13 から 17 ページ番号 24 までは譲受人が同一人のため併せて説明いたします。 譲受人は約 58 アールを耕作する農業者で、新たに賃貸借権又は使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 なお、番号 14 については本人から取下げ予定であり、保留となっております。 13 ページ番号 6 の譲受人は約 178 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 7 の譲受人は約 66 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 なお、番号 8 も同一人ですが、更新のため、省略いたします。 番号 10 の譲受人は約 95 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 17 ページ番号 27 の譲受人は約 510 アールを耕作する農業者で、中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 19 ページ番号 33 の譲受人は約 232 アールを耕作する農地所有適格法人で、中間管理一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 なお、これ以外にも、18 ページ番号 29 から 19 ページ番号 32 及び番号 34 も同一人ですが、更新のため、省略させていただきます。 21 ページからは所有権移転になりますので譲受人単位で説明させていただきます。 番号 35 の譲受人は、約 169 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 36 及び番号 37 は譲受人が同一人ですので併せて説明いたします。 譲受人は、約 151 アールを耕作する農業者で、田及び畑を売買及び贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。
-----------	---

越 智 徹 主 査	番号 38 の譲受人は、約 92 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 39 の譲受人は、約 56 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 40 の譲受人は、約 119 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 22 ページ番号 41 の譲受人は、約 109 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 42、26 ページ番号 58 は譲受人が同一人ですので併せて説明いたします。 譲受人は、約 221 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 22 ページ番号 43 の譲受人は、約 156 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 44 及び 26 ページ番号 62 は譲受人が同一人ですので併せて説明いたします。 譲受人は、約 215 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与及び売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 22 ページ番号 45 及び 23 ページ番号 49 は譲受人が同一人ですので併せて説明いたします。 譲受人は、約 123 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与及び売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 22 ページ番号 46、23 ページ番号 48、番号 50、25 ページ番号 55、番号 57、26 ページ番号 61、及び番号 63 は譲受人が同一人ですので併せて説明いたします。 譲受人は、約 231 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買及び贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 23 ページ番号 47 の譲受人は、約 112 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 24 ページ番号 51、26 ページ番号 59 は譲受人が同一人ですので併せて説明いたします。 譲受人は、約 864 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 24 ページ番号 52 の譲受人は、約 178 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 53、25 ページ番号 56 は譲受人が同一人ですので併せて説明いたします。 譲受人は、約 281 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。
-----------	---

越 智 徹 主 査	番号 54 の譲受人は、約 222 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 26 ページ番号 60 の譲受人は、約 49 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 64 の譲受人は、約 219 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 なお、松山市の公告日は、令和 7 年 1 月 17 日となっております。 以上でございます。 御審議のほどよろしく願います。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定」について議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
越 智 徹 主 査	議案の件名ですが、一部改正のあった農業経営基盤強化促進法が令和 5 年 4 月に施行されたことから、従前の「農用地利用配分計画（案）」から「農用地利用集積等促進計画（案）」に件名が変更されております。 それでは、御説明いたします。 今回意見を求められた案件は 10 件で、設定する農地は 18 筆、総面積は、2 万 2,850 平方メートルでございます。 今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。

越 智 徹 主 査	昨年度までは認可・広告を県が行ってきましたが、令和6年4月に権限移譲され、今年からは松山市が行うことになります。 権利の開始は、令和7年3月1日の予定です。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第9号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」を議題といたします。 事務局から説明をいたします。
伊 賀 上 大 輔 次 長	それでは御報告いたします。 令和6年11月26日から、令和6年12月22日までに、専決処理した案件は24件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を、交付いたしました。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

寺井克之会長	次に、議案第 10 号、「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。 事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 本日御審議いただく案件は、興居島地区の案件でございます。 私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。 令和 6 年 11 月 22 日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。 対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。 お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。 現地調査については、令和 6 年 12 月 6 日に所在地である興居島地区の山岡欣也委員と山岡勝利推進委員に事務局職員も同行し実施しました。 2～3 ページは、対象地を記載した地図の位置図です。 4～7 ページは、登記簿の写しです。 8～9 ページは、公図の写しです。 10～13 ページは、写真撮影方向、対象地を撮影した写真です。 説明は以上です。 御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 1 番は興居島地区の山岡委員よろしくお願い申し上げます。
山岡欣也委員	それでは御説明いたします。 令和 6 年 12 月 6 日に、私と山岡勝利推進委員、事務局員で現地調査を行いました。 申請地は興居島地区で、申し出のあった土地は門田町 574 番、門田町丙 47 番 12 です。

山岡欣也委員	元々は柑橘を栽培していた畑でしたが、平成17年に夫が死亡し、借り手を探しましたが、現地は急斜面で日当たりが悪く、畑の作業道も農機具や自動車が入るように整備されておらず、労働力不足になり荒廃化が進み、現在は雑木等が繁茂して山林と一体化している状態でした。 そのため、農地として復元するには極めて困難と考えられることから、農地性はないと判断しました。 御審議の程よろしく願いいたします。
寺井克之会長	以上で、事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について、全て「非農地」という判断で御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。 最後に、議案第11号「松山農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 本件は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域に編入してほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。 1番は、果樹経営支援対策事業を活用するにあたり、要件である農用地区域内農地への編入が必要であることから、編入してほしい旨の申出があったものです。 本件、各申出地の農用地区域への編入に係る計画変更は適当と思われますが、本総会にて意見の決定をお願いします。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ありませんか。

寺井克之会長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案 11 件の審議は全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。
越智徹主査	私の方から連絡事項をお伝えいたします。 委員の皆様にお配りしております表彰状の写しを御覧ください。 これは令和 6 年 3 月 30 日付発行の第 90 号まつやま農業委員会だよりについて、本表彰状をいただくことができましたので御報告いたします。 次に、委員研修会についてですが、前回総会の際にも御案内させていただきましたが、改めて御案内させていただきます。 令和 7 年 1 月 31 日金曜日午後 1 時 30 分から松山市役所本館 11 階大会議室にて開催いたします。 委員の皆様には先日案内文書を送付させていただいていますので、同封の出席報告書を 1 月 17 日までに事務局に御提出をお願いします。 最後に、次回の総会の日程についてです。 通常総会となります第 257 回総会については、令和 7 年 2 月 10 日月曜日午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。 連絡事項は、以上です。
寺井克之会長	以上をもちまして、 本日の第 256 回総会を閉会いたします。
渡部純三局長	御起立願います。礼。
	午前 11 時 3 分閉会